

地方独立行政法人下関市立市民病院第4期中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

イ がん医療の充実

ウ 救急医療の取組

エ 予防医療の充実

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

イ 感染症流行時における対応

(4) 地域医療への貢献

ア 地域医療構想等の推進

イ 地域医療支援病院としての役割強化

ウ 地域包括ケアシステムの推進

エ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

(イ) 潜在看護師への支援

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

(2) 職員の接遇向上

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

- 4 医療に関する調査及び研究
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 1 運営管理体制の充実
 - (1) 業務運営体制の構築
 - (2) 事務職員の人材確保及び育成強化
 - (3) 外部評価等の活用
 - (4) 内部統制の充実・強化
 - (5) 情報公開
 - (6) 医療知識の普及啓発及び情報発信
 - (7) 人事制度・給与体系の構築
 - (8) デジタル化への対応
 - 2 働き方改革の推進
- 第4 財務内容の改善に関する事項
 - 1 安定した経営基盤の確立
 - 2 収益の確保
 - 3 経費の適正管理
 - 4 計画的な施設及び医療機器の整備
- 第5 その他業務運営に関する重要事項
 - 1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成24年（2012年）4月の設立以来、「安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します」を基本理念に、下関地域の中核病院として、災害拠点病院としての役割を担うとともに、救急医療をはじめとする高度医療の提供に取り組んできた。

令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの第3期中期目標期間中においては、第2期（平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）まで）に引き続き、地方独立行政法人制度の特長を生かし、柔軟かつ機動的な病院経営の下、職員が一丸となって中期目標の達成に取り組んできた。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、第二種感染症指定医療機関・新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、関係機関と連携を図りながら、感染患者やその疑いのある者の受入れを積極的に行うなど、最前線で感染症対応に当たりながら、診療体制を維持し、市民病院としての役目を果たしてきたところである。

一方、近年の病院経営は、少子高齢化の進展による疾病構造の変化、人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響による病床稼働率の低下などにより、非常に厳しい状況となっている。

令和6年度（2024年度）からの第4期中期目標においては、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」、山口県保健医療計画及び山口県地域医療構想並びに下関市地域医療の確保に関する基本計画を踏まえ、地域全体で持続可能な医療提供体制を確保するために、引き続き、下関地域の中核病院としての役割を果たし、市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待し、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院が担う役割と機能

(1) 診療機能等の充実

ア 高度医療及び専門医療の充実

下関地域の中核的な医療機関として、他の医療機関では行うことが困難な高度医療を提供すること。また、地域の医療機関との連携及び役割分担を図り、専門的な医療を提供すること。

イ がん医療の充実

患者に最適な医療を提供するため、がん診療機能の高度化及び専門化を図るとともに、地域の医療機関と連携し、緩和ケアの充実を図ること。また、がんに関する相談体制の充実を図ること。

ウ 救急医療の取組

地域の医療を守るため、二次救急医療機関として救急搬送の受入体制を確保するとともに、地域の医療機関との連携・協力を一層推進し、救急患者の積極的な受入に努めること。

エ 予防医療の充実

地域全体の健康水準を高めるため、生活習慣病をはじめとした各種疾病の早期発見、早期治療を推進し、予防医療を充実させること。

(2) へき地医療拠点病院としての役割強化

へき地の医療を守るため、引き続き下関市立豊田中央病院と連携を図るとともに、へき地医療拠点病院として求められる巡回診療、へき地の医療機関への医師派遣及び代診医派遣を積極的に行うこと。

(3) 災害時及び感染症流行時における対応

ア 災害時における対応

災害発生時に、必要な医療を提供するため、設備や備蓄の充実を図るとともに、患者の受入れや医療チームの派遣等の救護活動を積極的

に実施すること。併せて、医療機能の維持・早期回復のためのマニュアルや業務継続計画の充実に努めること。

イ 感染症流行時における対応

公衆衛生上重大な健康被害が発生する感染症流行時に、第二種感染症指定医療機関として、国、県、市、大学等の関係機関及び関係団体と協力して迅速な対応を行うこと。

また、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からの取組を進め、感染症医療における中核的な役割を果たすこと。

(4) 地域医療への貢献

ア 地域医療構想等の推進

山口県地域医療構想を踏まえ、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を図るとともに、下関医療圏地域医療構想調整会議が示した今後の方向性を踏まえ、病院再編・統合の可能性について検討し、下関医療圏の持続可能な医療提供体制の構築を、他の病院と連携し進めること。

イ 地域医療支援病院としての役割強化

紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、病院間の連携等により、プライマリ・ケアの研修・指導を実施することが可能な体制を整備すること。

ウ 地域包括ケアシステムの推進

地域医療に貢献するため、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等との連携・協力体制の更なる充実に図り、地域包括ケアシステムの中核を担うために、ネットワーク機能を強化すること。

また、在宅医療の提供を推進する病院として、在宅医療を提供する医療機関と連携し、緊急入院を希望する患者の受入れを行うこと。

エ 地域医療の担い手の育成・支援

(ア) 将来における地域医療の担い手の育成

医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生が医療の現場において知識や技術を学べるよう、積極的に実習生の受入れを行うと

ともに、中高生に対する職業体験等を実施し、将来における地域医療の担い手の育成に努めること。

(4) 潜在看護師への支援

看護師免許を保有しているが医療現場を離れている潜在看護師に対し、看護師としての基礎的な知識・技術・態度等を習得し、及び再認識することができる看護師実習研修を実施することで、再就職を支援すること。

2 患者満足度の向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底するなど、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した「患者中心のチーム医療」の充実を図るとともに、患者に必要とされる相談支援体制等の強化を図ること。

(2) 職員の接遇向上

患者及びその家族並びに市民から信頼される病院であり続けるため、全ての職員が接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

(3) 患者の視点に立ったサービスの提供

患者満足度調査（アンケート等）の実施により患者のニーズを把握し、改善の必要性について分析を行うとともに、必要に応じて迅速かつ的確に対応すること。

また、ボランティアとの連携を図り、患者に寄り添った対応ができるよう努めること。

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

提供する医療水準を向上させるため、医師や看護師をはじめ、チーム医療に欠かせない多様な専門職種の人材確保に努め、魅力ある病院づくりに努めること。

また、臨床研修医や専攻医等の若手医師の確保に努めること。

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

医療従事者の専門化及び技術の高度化を図るため、研修環境の整備や

資格取得に対する支援策を充実させること。

4 医療に関する調査及び研究

医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人の特長を生かし、理事長がリーダーシップを発揮して市民病院の運営を的確に行うとともに、理事会、事務部門等の組織体制を充実し、権限と責任の所在を明確にした自立性及び機動性の高い運営管理体制の充実を図ること。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識及び経営感覚を持った職員の計画的な採用に努めるとともに、経営手法の企画・立案に関する戦略機能を強化するため、経営支援を的確に行える人材の育成に努めること。

(3) 外部評価等の活用

病院機能評価等の外部評価を活用し、業務管理の見直しと課題の改善を図ること。

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、内部監査のほか、リスク管理の取組を推進すること。

(5) 情報公開

診療録（カルテ）等の開示等情報の公開については、個人情報の保護に十分留意して、個人情報の保護に関する法律及び本市条例に基づき適切に対応すること。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

市民病院の役割、提供するサービス及び疾病予防や健康に関する知識を市民にわかりやすく情報発信し、普及啓発を行うこと。

(7) 人事制度・給与体系の構築

職員の人事評価や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した、職員がやりがいを持てる人事制度や給与体系の構築を図ること。

(8) デジタル化への対応

デジタル化を推進し、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進及び病院経営の効率化を図ること。

また、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。また、医師の時間外労働規制の適用に当たっては、適正な労務管理に努め、タスクシフト／シェア（業務の移管や共同化）の推進などにより、医師の時間外労働の縮減を図るとともに、一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その体制整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定した経営基盤の確立

経常収支比率を100パーセント以上とするとともに、更なる経営の効率化及び健全化に向けた取組の推進により、安定した経営基盤を確立すること。

2 収益の確保

効率的な病床利用及び適正な診療収入の確保並びに未収金の発生防止に努めるとともに、診療報酬改定等の医療環境の変化に的確に対応して収益の確保に努めること。

3 経費の適正管理

給与水準や職員配置の適正化等による人件費の適正化、診療材料の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等による材料費の抑制など主要な費用について、具体的な数値目標を設定すること。また、運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることから、自立した

経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。

4 計画的な施設及び医療機器の整備

施設及び医療機器の整備については、整備計画を策定し、実施すること。特に、高度な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分検討した上で整備すること。また、医療ニーズや環境の変化、医療技術の進展等、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

市立病院の使命として、市の健康福祉関連施策に対して積極的に協力すること。